

第5回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年10月17日（月）17時45分～20時05分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐、田中労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第5回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本専門部会の成立について確認します。本日の委員の出席状況ですが、労働者を代表する多久和委員は欠席です。現時点で9名の委員のうち、8名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて報告します。

また、本日の審議会は公開していますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。よろしくをお願いします。

○佐藤部会長　こんばんは。金額審議を始めますが、その前に特定最低賃金の廃止の申出要件等について、事務局から説明があるそうなのでお願いします。

○片山賃金室長　特定最低賃金の廃止の申出につきまして、説明します。

お手元の最低賃金決定要覧の143ページを開いていただきたいと思います。特定最低賃金の廃止申出等のことですが、特定最低賃金の決定、改正、廃止に係る申出は、最低賃金法第15条に規定されております。第15条を読みますと、労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるとなっております。

また、第2項に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができるものと規定されています。

それから、この最低賃金法の施行に当たりまして、平成20年7月1日付で厚生労働省労働基準局長通達が示されております。最低賃金決定要覧の158ページを御覧ください。表題が、最低賃金法の一部を改正する法律の施行についてというものです。こちらが平成20年7月1日付け、厚生労働省労働基準局長通達ですが、161ページの、第7の2に特定最低賃金の決定手続（新法第15条及び第19条関係）と記載があります。これを読むと、労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される特定最低賃金の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるものであること。

この申出があった場合において、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができるものであること。

また、一定の事業に対する適用猶予については、特定最低賃金が関係労使の申出を受けて、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定するものであり、その決定に当たっては

十分に関係者の意見を反映させることが必要であるため、新法第15条第4項及び第5項において規定したものであること。

なお書きで、「今後の最低賃金制度の在り方について」（平成18年12月27日労働政策審議会答申）において、「産業別最低賃金の運用については、これまでの中央最低賃金審議会の答申及び全員協議会報告を踏襲するものとする」とされているものであることと記載されております。

ここで、最低賃金決定要覧の204ページを御覧ください。こちらは昭和57年1月14日付け、中央最低賃金審議会答申ということで、新しい産業別最低賃金の運用方針についてという内容になっています。この答申文の最後ですが、205ページを御覧ください。読みますと、前述の答申を取りまとめるに当たり、次の事項を了解したとされております。内容的には、1、最低賃金法第16条の4、これは古い内容ですので、今の第15条になるかと思えます、の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について、労働大臣又は都道府県労働局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする規定されております。

これらの内容をまとめますと、特定最低賃金の廃止に係る申出については、最低賃金法第15条第1項から、労働者又は使用者を代表する者は、都道府県労働局長に対し、その特定最低賃金の廃止の決定をするよう申し出ることができるということ。それから、この申出があった場合には、同条の第2項から、都道府県労働局長は最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて廃止の決定をするということになります。ただし、その必要性の審議に当たっては、先ほどお読みしました昭和57年の中央最低賃金審議会答申の了解事項から、最低賃金においては全会一致の議決に至るよう努力が必要ということにされております。それで、全会一致とならなかった場合、これは第1回目の改正決定の必要性の審議の際の冒頭でも説明させていただきましたけれども、全会一致とならなかった場合にはその申出は否決ということになります。

以上が申出関係ですが、これとは別に都道府県労働局長による特定最低賃金の廃止決定に関する条文、これが最低賃金決定要覧の143ページ、先ほどの条文関係ですが、最低賃金法第17条に規定されていますし、その施行に係る通達というのが、同じく162ページの4というところに記載されていますので、後ほど御確認いただければと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、御質問等ありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、早速、金額審議に入りたいと思います。前は労働者側から866円、使用者側が856円ということで、現在10円の開きがあるということです。労使双方まだ隔たりは大きいのですが、互いの立場を理解というか、お互い主張し合ったので大体分かったのではないかと感じています。

本日の審議では、引き続き労使のイニシアティブを発揮していただきまして、真摯に協議を進めて合議いただくことにより、全会一致を目指していきたいと考えています。

いつもどおり、まず冒頭に、私と河村委員、西本委員の3人で、本日の進め方について三者協議をさせていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、10分程度、時間をいただければと思います。事務局、会場の準備をお願いします。一旦、休会します。

[三者協議]

○佐藤部会長 再開いたします。では、本日はまず、今まで例年行っていましたが今年度はまだ行っていなかった労使での協議を行っていただきたいと思います。

では、何分ぐらい必要ですか。30分ぐらいですか。

○河村委員 20分程度で。

○佐藤部会長 20分間ですね、労使で協議をしていただきたいと思います。では、会場の準備をお願いします。では、18時45分まで休会としたいと思います。

[労・使協議]

○佐藤部会長 審議を再開したいと思います。

今、伺ったところによりますと、まだ結論には至っていないということですので、少し公益側が労働者側、使用者側それぞれからお話を伺って、今日は終わりたいというふうには思っております。

まず先に、労働者側からお話を伺いたいと思います。最長15分でお話を聞きたいと思います。その間、使用者側も別室で協議をされるということですので、会場の準備をお願いいたします。30分間休会します。

[公・労協議]

[公・使協議]

○佐藤部会長 では、再開したいと思います。

今、双方のお話を伺いましたが、やはりまだ一致には程遠いという印象でした。また、使用者側からは、金額の歩み寄りについて考えていただけるということでしたので、明日引き続き行いたいと思います。

このまま、双方なかなか決まらないということになりましたら、公益委員から、今までの双方の主張を伺ってきた中で、今年金額はこれぐらいが妥当なのではないかという金額を提示させていただいて、それに基づいて採決ということになるかと思えます。もちろん、提示させていただく金額は労働者側が御提示された金額よりも低いものになりますし、使用者側が御提示された金額よりも高いものになるということですので、それに賛同いただけるかどうかというのを伺いすることになるかと思えます。

まだ明日まで時間がありますので、双方よくお考えいただいて、明日の最後の専門部会に臨んでいただきたいと思います。

では、本日の審議は以上となりますが、事務局から何かありますか。

○片山賃金室長 次回、第6回専門部会は、明日10月18日火曜日17時50分から、この会場にて開催します。よろしくをお願いします。

○佐藤部会長 では、特に皆さん、本日は遅くまで御苦労さまでした。ありがとうございました。